

ベルンシュタイン文庫の全体史的研究 — オート-ロワール県におけるテルミドール事件前後の動き —

近江 吉明

はじめに

1793年の山岳派（モンタニャール）による独裁とテルール（恐怖政治）は、民衆的な下からのテロリズムを上から組織し直すことによって、矛盾し相対立する自由と平等を調整しようとする政治的選択であったとの解釈が一般的である。換言すれば、ロベスピエールらの国民公会の山岳派は、内外の敵から革命を守るために、人口の大部分を占める農山村や都市の貧困な民衆の力を借りなければならず、土地問題や共有地問題さらには食糧問題などで、民衆の要求を一定程度まで受け入れなければならなくなったとの捉え方である。

こうした動きについて、これまでのフランス革命史研究ではパリやいくつかの地方について実証的な仕事が数多く積み重ねられてきている⁽¹⁾。筆者は、それらの地方の一つであるオート-ロワール県に注目して、山岳派的な世論形成が1793～1794年段階にどのようになされたのかを、同県選出の国民公会議員で派遣議員であった、ソロン＝レイノー Solon Reynaud とバルタザール＝フォール Balthazar Faure の動向に着目し分析を継続してきた⁽²⁾。なぜ、彼らに光を当てようとしたのかであるが、二人とも地方や各地の軍隊に派遣議員として派遣されて革命を底辺で支えた中堅の議員でサブリーダー的存在であったということもあり、あまり重視されてこなかったからである。また、1815年からの王政復古の時代の「白色テロ」の時、とりわけ1816年に制定された法律「革命中の1793年に国王16世の処刑に賛成した国民公会議員（国王弑逆者）の国外追放の刑」の時には二人とも他界していて、当然、当法律とのかかわりで注目されることはなかった。そのために、この二人の当県における派遣議員としての一挙手一投足を拾い出すことによって、当県で繰り上げられたテールの動きと、当県での世論形成の関連について再検討を継続してきた。

このように、当県に限定して分析できたのは、本学図書館所蔵の「ベルンシュタイン文庫」（Collection des documents de Michel Bernstein 以下、「ベル文」と略記）には当県に関する史料が多く存在していて、彼らの当県下での足跡を探ることが可能であったからである。本稿では、「ベルンシュタイン文庫の全体史的研究」の一環として、テルミドールの事件後におけるこの二人に係わる書簡、意見書などに注目して、事件後の当県下に繰り上げられ総裁政府期まで続いた「告発」の動きを見ていくことにする。

I、オート・ロワール県のテルール期（1792～1794年）の動き

当県のテルール期についての分析は地方史研究の中で進められてきている。本稿では、この点での整理は、主にジャック＝バルレ Jacques Barlet 他による『オート・ロワールとフランス革命』（1988）と、ジュリアン＝ゲラン Julien Guérin の『ソロン＝レイノー』（2007）の仕事⁽³⁾に依拠していくことにする。同時に、オート・ロワール県文書館やル・ピュイ市文書館が係わった史料集などによる裏付けを試みた。

（1）モンターニュ（山岳）派路線の波及

オート・ロワール県におけるテルールの進行状況を追跡する場合、1792年8月10日の国王の権利停止あたりの動きからの見ていくことが自然であろう。同年9月21日の国民公会召集、王権の廃止、翌22日の共和政宣言は当県の政治情勢にも大きな影響を与えているからである。それに先立つ9月2～6日に当県でも国民公会議員の選出が行なわれている。選ばれたのは、A-G. カミュ Armand-Gaston Camus (1740～1804), B. フォール Barthazard Faure (1746～1805), S. レイノー Solon Reynaud (1749～1815), J-E. デルシェ Joseph-Etienne Delcher (1752～1812), A. ロンジエ Antoine Rongier (1754～1807), J-A. バルテルミ Jean-André Barthelemy (1742～1817), J. B. de トレッシュ Joseph Bonet de Treyches (1757～1828) の7名である⁽⁴⁾。このうち、同年12月4日に始まる国王裁判ではカミュが公休した他は全員が国王処刑に賛成しているが、急進派は山岳派の S. レイノーと B. フォールであった。

もともと、当県はヴァンデ Vendée 地方ほどではなかったにしろ県東部を中心に王党派や宣誓拒否司祭らによる反革命的騒擾が多かったところであり、全体として保守的傾向の強い県の一つであった⁽⁵⁾。しかし、革命政府による王権停止や国民公会の召集の政策が当県にも及ぶようになると、宣誓拒否司祭達が県外に脱出するようになり、また、県や郡の立憲的でない上級公務員が辞職するなど、国民公会が推進する共和政の方向が意識されるようになっていった。ただ、同年12月14日の当県議会は、ジロンド派を支持するなど穏健共和派が指導権を握っていた。例えば、12月末段階ではル・ピュイのジャコバン派の動きに対する評価は二分されていた⁽⁶⁾。ところが、1793年5月にル・ピュイのマルトゥーレ Martouret 広場にギロチンが設置される頃には、この傾向に変化が起こっている。

言うまでもなく、当県においても山岳派が主導権を獲得するようになるのは、1793年2月24日の30万人動員令（déclaration de la levée de 300000 hommes）をめぐり、これに反対する勢力との政治的攻防においてであった。まだ逃亡せずに県内にいた宣誓拒否司祭が革命政府や県の政策に従わないよう扇動していたこともあり、この動員令に反対する集会や群衆の不穏

な動きがブリニョン Brignon, メザンク Mézenc, サン・フロン Saint-Front, ル・ピュイ Le-Puy などの中小都市で発生していたからであった⁽⁷⁾。そうした状況の下、3月22日には国民公会より B. フォール、J.-B. ラコスト (1753~1821) が派遣議員として当動員令をオート・ロワール県で実現すべく任務を負って派遣されてきている⁽⁸⁾。先行研究でも、とりわけ B. フォールと彼の周辺の山岳派活動家たちの到着によって当県での政治路線の方向転換が始まったと見られている。そして、オート・ロワール県下の民衆協会 (Sociétés Populaires) の中核をなしたル・ピュイで山岳派に賛同する動きが4月には明確になっている⁽⁹⁾。ただし、当県内の33地点⁽¹⁰⁾に存在したとされる民衆協会全体がすぐにそうなったのかは不明である。しかし、当県での方向転換が決定的となったのは県内外の王党派達の蜂起の影響であって、とりわけ、7月12日に伝わってきたリヨン Lyon やサン・テチエンヌ Saint-Etienne の不穏な知らせが深刻であったからと言われている⁽¹¹⁾。とくにリヨンの蜂起ではジロンド派と王党派が革命政府に対して連合したと理解され、これが外国軍の干渉を助長しているのではないかと認識されたからであった。現に南仏では、王党派がイギリスに助けを求めている。

また、このような山岳派的世論形成の背景にあったのは、同年6月24日に可決されたいわゆる93年憲法の存在である。この前後には、6月3日の亡命者財産の分割売却の許可、同月10日の共有地の共同体への返還に関する法令、7月17日の一切の封建的権利の無償廃棄、同月25日の亡命者財産売却様式の決定、同月27日の買い占め禁止令などが出されるなど、国民公会が社会革命への路線を歩みだしたとの意思が当県にも下りてきていて、実際、とりわけ県内各地の民衆協会を通して伝えられていたのである。そして、7月18日にはル・ピュイの司教が93年憲法を支持すると表明するに至った⁽¹²⁾。

(2) 派遣議員 S.レイノーの役割

こうして、当県では山岳派路線が固まりだしたのだが、B. フォールの影響力とともに重視しなければならないのが同年8月23日より当県の派遣議員の代表として登場した S. レイノーの役割である⁽¹³⁾。おりしも国民公会が国民総動員法を可決した日に着任した彼は当県内の特権階級、利己主義者、反革命者に対抗する姿勢をあからさまにした。同年10月には、彼は反革命容疑者の逮捕を命じ、サン・ディディエ Saint-Didier, ラ・セオーヴ La Séauve, ル・モナスティエ Le Monastier の各郡庁舎にある牢獄に約1000人の反革命容疑者を収容している⁽¹⁴⁾。また、県議会への締め付けを強化するなど、国民公会が決定した諸法律を広め実施することに否定的であったり、消極的であった郡議会にたいしても同様の指導を継続している。同年12月17日には、ル・ピュイの郡議会を解散させている⁽¹⁵⁾。

食糧問題の解決と最高価格法の実施においても S. レイノーと民衆協会の役割は大きかった

とされている。まず、彼は同年10月22日の食糧委員会の創設の決定に基づき、当県においてもブリウド Brioude、モニストウロール Monistrol、ルピュイの各郡都に食糧委員会を設立させ、食物および食料品補給の任務を負った委員を、ブリウド、モニストウロールに関しては各5人、ルピュイでは7人の委員を任命している⁽¹⁶⁾。これに連動して、ルピュイの民衆協会は、かねてより穀物倉庫の設置や、飢饉の時には貧しい人々にパンが配られるようパンを焼かせるべきとの要求をしていたが、1793年10月にはサン・タオン Saint-Haon 館に穀物倉庫を設置すべきとの要求をし、それを実現させている。また、“贅沢な犬の駆除のための誓い”のスローガンの下、動物の餌として小麦粉を用いることを禁止するなど、食糧確保のための取り組みを徹底させていたことが見えている⁽¹⁷⁾。

ブリウドでは、民衆協会が利己主義を追放すべく導かれた儉約を正当化し、同年10月18日に愛国的ジャコバン派のレイ Rey、ベルトラン Bertrand、ルヴァイエ Levayer の署名の下に、同志のパルマンティエ Parmentier にジャガイモの作付に関する指示を出すなどしていることが分かっている⁽¹⁸⁾。このように、ブリウドでは民衆協会が農業委員会を組織するなど、プロバガンダを巧みに行ない、それがうまく行き、翌1794年5月には約60トンものジャガイモをピュイ・ド・ドーム Puy de Dôme 県に送ったとも報告されている⁽¹⁹⁾。また、1793年9月29日に成立した生活必需品、労賃の全般的最高価格法を受けて、民衆協会が“穀物およびその他の生活必需品への課税についての法律”に対して、農山村民宛の呼びかけをしている。その中に次のような論調が見られる。

« (前略) 法律によって、富農は、次年度の種もみとその年の自家消費分の他に手に残った作物だけを市場に運ぶ義務があると判断されたように、国民公会在貧農や職人、あるいは作物を全く手に入れられない人々と同様に、富農の収益に関して温情を持って通告したことは十分承知されうることである。 (中略) 買占めをする地主が、あなた方の収穫物、家畜、衣類を、教会や封建制の名の下に差し押さえるべく人を差し向ける時、この者はあなた方家族の貧困をおもんばかることはなかった。 (中略) 自らの強欲を満足させるために、穀物産物の超過分を資産に変えてきた者たちが、必要なものをもはや全く見出せないようにしているというのは事実である。彼らは、人民の空腹にたいして自らの資産を差し向けることなど全く考えられないに違いない。だから、同様に、課税に関する法律は、必要不可欠な食糧の価格にはもはや期待できないでいる働き者の貧農や職人、無所有の同志といった階層の者を疲れさせ続けているこれら搾取者のためにのみ適用されたのである。個々のすべての階層の者が、自らの労働による生産物から食糧を手に入れられない社会は、存続し得ないはずである »⁽²⁰⁾ (C. D. M. B., Tome 91-8)。

このように、この史料はこの法律が社会的平等実現の一つの方策として出されたものであることを強調している。具体的には、買占めをする地主、買占め人、投機人、破壊分子に対して厳しく対処し、結果として食糧問題の解決にもつなげようとしていることが分かる。しかし、いわゆる土地問題を残したままでの富農層や地主層の協力を得ることが困難であったことも見えてくる。

次いで、宗教上のテルールに目を転じていこう。国民公会は1793年11月24日に教会の閉鎖を決め、共和暦を公布しその使用を強制している。S. レイノーは同年12月20日にル・ピュイにおいて理性の祭典を実施させ、同月29日に鐘楼の使用を禁止し、翌1794年1月18日に当県の教会を閉鎖させている。同年3月には収容された司祭たちのリストを作成させ(150人)、ついには教会の祭壇と鐘楼の破壊を命じている⁽²¹⁾。

こうした動きの中で、同年3月23日のル・ピュイでの民衆協会の会合では、登壇した同志ブリュネル Brunel が以下のようなアジ演説をしている。

「(前略) 封建的な専制政治と司祭の横暴を同時にすべて攻撃すること、教会と王権の密接な結びつきを維持することによって、相互に支援しあい両者の体制を存続させてきた癒着関係を断ち切ることに、これらは、同志諸君の名誉ある任務である。(中略) 立ち上がった民衆は失敗によって打ちのめされることはなかったし、裏切りも民衆を狼狽させられなかった。すなわち、これは常に自由になるという共通の目的をめざした民衆の大義から発した強い意志である。(中略) 瞬間においても祖国が我々に対して期待している革命軍の戦士を補佐する任務は我々にある。我々が祖国の祭壇の上で緊急に責任を負わねばならないのは、金銭の提供ではなく、我々同志の知識や才能、そして知性の提供にあるのである。つまり、この贈り物こそが祖国の意にかなうことなのである。すべては理性の勝利のために準備されている。すなわち、祖国に建立される神殿と祭壇によって、偏見が和らげられ、道義心がさらなる平穏へと向かい、人は首尾よく発言できるのである」⁽²²⁾

(C. D. M. B., Tome 91)。

この演説内容からしても当県における宗教的テールの狙いは明確である。カトリック教会がテールの対象となったのは、教会と王権が結び付いていたからなのであって、一般的に信仰の自由を言っているのではなく、祖国のために彼らが振りまくあらゆる偏見や間違い、または虚偽の動きに理性で立ち向かい勝利しようという主張になっている。この演説内容は S. レイノーの指示により印刷され、県下の各民衆協会に同年4月1日付で送られている。この史料では、某所に同月3日に到着し、翌4日に公表されていることが分かる。明らかに上からのプ

ロパガンダによって世論形成が図られていたことがはっきりしている。その他の政策として注目されるのは、「聖」Saint の名を持つコミュニオン名を、たとえば Saint-Front を Ardenne la Montagne へという具合に変更させていることである。宗教上のテルールとしてその徹底ぶりがよく表われているところでもある⁽²³⁾。

最後に見ておきたいところは、いわゆるヴァントーズ法の影響である。この法律は、まず 1794 年 2 月 26 日に「共和国の敵の財産没収と再配分のため」に成立するが、次いで、「革命の敵の財産をもって、あらゆる貧困者に賠償する方法」を示した 3 月 3 日のヴァントーズ 13 日法が出され、最後に、「陰謀者、革命の敵に対する新手段を規定する」ヴァントーズ 23 日法が出されて一つにまとまっている。この動きは、前に見た 3 月 23 日のル・ピュイの民衆協会の会合での演説に反映されていたと考えることができるだろう。

このように、S. レイノーの当県における山岳派路線の政策は徹底していた。史料上の完全な確認は困難だが、彼はそれらの政策実施において、県内 33 の民衆協会のネットワークを巧みに活用していることが見えてきている。しかし、その彼の辣腕ぶりは、逆に、強引さを伴っていたために周辺の活動家の中には不満を持つ者が出てきてもおかしくはなかった。それは、テルミドール事件後の政治的「告発」の動きの背景となった。

II、テルミドール事件後の B. フォールと S. レイノー

さて、当県において以上のようなテルールを強力に推進していた S. レイノーは 4 月 19 日にパリの公安委員会に呼び戻されている⁽²⁴⁾。これは、隣県のアルデーシュ Ardèche での彼の干渉主義と同県の A.-P. シャトーヌフ・ランドン Alexandre-Paul Chateaufort-Randon (1785~1827) との政治的対立が問題にされたからである。その後は、すでに 1793 年 12 月 29 日に当県の派遣議員代表になっていた L. ギヤルダン Louis Guyardin (1756~1816) が前任者の政治路線を引き継いでいる。1794 年 6 月 4 日には最高存在の祭典が彼の下で実施され、宣誓拒否司祭たちの起訴も進められ、死刑が遂行されてもいた。この L. ギヤルダンも 7 月 2 日にパリに呼び戻され、ロベスピエールが逮捕された 7 月 27 日には J. ボリ Jean Borie (1756~1828) が当県の派遣議員であった。彼の下でも、いわゆるテルミドール事件後も山岳派の路線は続いていた。

ロベスピエールの逮捕・処刑の動きは公的にも私的にも伝わっていたが、当県の反応は比較的冷静だった。例えば、県内の民衆協会はル・ピュイのようにメンバーの粛正があったところも見られたが、王党派や宣誓拒否司祭を支持するというものではなかった。流れとしては国民公会に対して反ロベスピエールの方針転換を支持しつつ、宣誓拒否司祭や王党派の白色テロを恐

れながらも、テルールによるのではなく「慈善」と「人間性」(la bienfaisance et l'humanité)による共和政の存続を願うというものであった⁽²⁵⁾。そうした状況下で、10月1日にラントナ F.-X. Lanthenas とルモワヌ J.-C. Lemoyne によって、S. レイノーに対する「オートロワール県におけるロベスピエールの圧政」《Tyrannie de Robespierre dans le département de la Haute-Loire》と題した告発文が出てきている⁽²⁶⁾。他方で、10月20日には当県内の反革命容疑者が一斉に釈放されている⁽²⁷⁾。徐々に当県におけるテルール期の在り方が問題視される雰囲気が出てきていた。

さらに、11月13日には当県における権力諸機関の粛正の任務をめざした J.-N. ピエレ Joseph-Nicolas Pierret (1758~1825) が1795年1月26日に当県の派遣議員として着任すると、とりわけ B. フォールと S. レイノーがテルール期にとった政策や決定が厳しく問われていくことになった。

(1) B. フォールの場合

B. フォールが当県の派遣議員であったのは1793年3月22日から10月8日までであった。この間の当県における彼の行動や役割については前章に譲るとして、テルミドール事件後から、当県のモリエヌ Maurienne 郡のサン・ジャン Saint-Jean で1805年4月15日に亡くなるまでの彼の自らへの「告発」に対する発言や行動様式を見ていくことにしよう。

彼は、当県選出の国民公会議員で、弑逆者でありジャコバンクラブの山岳派に属し、反カトリックの共和主義者であった⁽²⁸⁾。当県を離れた後、彼は国民公会よりナンシー Nancy 駐在に加え、モーゼル Moselle、ムルト Meurthe、ヴオージュ Vosges、そしてオート・マルヌ Haute-Marne の各県における騎馬兵の臨時徴募を監督する任務を負わされている⁽²⁹⁾。1793年11月4日の政令は、「軍の代表者」に与えられた無制限の権限、とくに地方当局を粛清する権限を彼に与えている。熱狂的な教会支持者と戦うことを欲した彼は、ナンシーでカトリック礼拝の禁止と非宗教化を告げている。また、B. フォールはその在任中に、極右のモージェ Mauger を逮捕させ、権力侵犯と権力乱用の告発のもと彼をパリへと送っている(この囚人は、判決前にパリ裁判所付属の牢獄で死亡した)。さらに彼は、とくにモーゼル県において大勢の公務員を解任するなどをした⁽³⁰⁾。

テルミドールの後、B. フォールは、オート・ロワール県の派遣議員となったピエレの告発に遭遇し⁽³¹⁾、それに元同僚のラコストの攻撃も受けることになった。また、ムルト県サルギュミヌ Sarreguemines 郡のある上級役人が署名した中傷文からは、「仮面をはがされたオート・ロワール県の議員 B. フォール」との中傷を受けてもいた⁽³²⁾。そうした状況下で彼は自己弁明をすることになったが、1794年12月14日にムルト県の派遣議員の代表であったジュヌボワ

Genevois の「B. フォールは死刑台の恐怖からナンシーを守った」⁽³³⁾ との弁護を得つつも、自らの難局を乗り越えるべく様々な対応に追われていたことが推察される。

そうした最中に、彼がムルト県ナンシーの同志ザンジャコーミ Zangiacomì に宛てた 3 通の手紙が残されている⁽³⁴⁾。その中の 1 通で彼はムルト県での派遣議員のころを振り返ることをしている。1795 年 5 月 30 日付の「第 1 書簡」では、冒頭でラコストがサルギュミヌ郡のブーテ Boutai なる者をつつんで行動していることなどが書かれていて、その後で次のような件が見られる。

« (前略) 断片的で脈絡のない事実に基づくのではなく、私のとった行動全体のすべての証拠や事実に基づいて裁くよう、君がそれを認めるのであれば、立法委員会の他の委員と同様にモルヴァン Mollevant にも話してくれるよう、私は同志である君に頼む。私は過ちを犯した。そのことを私は認める。しかし、私は同じくらいよい活動もしたし、良い時も悪い時も私の意図は純粋だったのだよ。

(中略) 保守の側は王政を、あるいは少なくとも連邦主義を望んでいたようだった。他方の側は、一つにして不可分の共和主義を望んでいた。私にはそう思えた。しかし、私は誠実な側に立脚したし、特別に一方の側でなくどんな仲間とも付き合った。

(中略) 私の (公安委員会からの) 召還、ジャコパン党員からの除名、(公安) 委員会からの除名、そして、その時の政権担当者達の憎悪は、私の弁明を全く理解しようとしなかった。同志よ！私は許しを求めているが、私は公平さと、私が遂行した派遣議員時における良い指導を考慮するよう求めている。私の過失については許されない。だから、テルミドール 9 日まで私が誤った考えの中にいたことを、また、ジェルミナル 12 日になってしか偏見から率直に目を覚ませなかったということ君に告白する。(後略)»⁽³⁵⁾ (C. D. M. B., Fol. 77-24)。

引用部分は、ムルト県の B. フォールの友人で同志でもあったザンジャコーミへの口利き要請であるが、彼のテルミドール期認識の一端が正直に示されているところとしても興味深い。彼ははっきりと「テルミドール 9 日まで私が誤った考えの中にいたことを君に告白する」と言いきっている。ただし、これは私信であるので、この部分の解釈は国民公会において公的に告発されている彼の政治的状況を考慮する必要がある。つまり、彼が言いたかったのは、派遣議員のときに誤りはあったが「私は誠実な側に立脚したし、特別に一方の側でなくどんな仲間とも付き合った」ということだったのである。だから、「私のとった行動全体のすべての証拠や事実に基づいて」私の行状を判断して欲しいとしたのである。このように彼は派遣議員期間に行使した

処刑に関して悔いの感情を吐露し、ロベスピエールには距離を置いているが、決して 1793～1794 年の彼の政治姿勢や国民公会の山岳派の政策を全否定してはいない。また、事実、彼は山岳派から去ってジロンド派に属したのではなく、ジャコバンクラブから除名されただけなのである。

彼は、総裁政府になってからは 1798 年 5 月 20 日までムルト県選出の五百人会の議員として、その後はオート・ロワール県選出の長老会議の議員として登場している⁽³⁶⁾。この段階における彼の政治的立場を鮮明にしている書簡がある。1797 年 12 月 14 日付の総裁政府執行部宛てのものである。

「今月の 12 日、オート・ロワール県において、国有財産の買主であったある農民に対する殺害がまたなされました。この不幸な者は短刀で何箇所も刺されたのであります。

敗残兵たちの元隊長、ドミニック＝アリエ Dominique Allier と仲間の人かが同県において先ごろ合流しました。(中略) 総裁の同志諸兄へ、あなた方が必要な軍事力を再生させて以来、すべて、安定した方針の中にある当県は、組織化された権力機関に委ねることによって防衛されるのに、もし、D. アリエが反乱軍を作ることに成功でもしようものなら、山岳地域の農山村民のすべての愛国者は切り殺され、反逆者を絶滅すべく配属された共和主義者の多くの血が流されるに違いありません。総裁同志諸兄におかれましては、これらのことを考慮して反乱軍が封じ込められるよう、命令を下してください」⁽³⁷⁾ (G. Chanon, *op. cit.*, p. 184.)。

この書簡で、彼はオート・ロワール県における王党派による反革命の攻撃を心配して共和国軍の投入を求めている。テルミドール後、派遣議員ピエレの政策の影響もあり当県では王党派や宣誓拒否司祭などによる反革命の動きが見られ、すでに 1795 年 2 月には農山村に入り込んだ脱走兵が国有財産購入農民を襲う事件が発生してもいた⁽³⁸⁾。また、ル・ピュイなどでは反革命派との闘争も激化してはいたものの、全体として、死の恐怖を別として社会革命の側面を持つ山岳派路線が一つの世論として存続していて、これを覆すまでの反革命の世論とはなりきれないでいる状況が読み取れる。そうした中で彼のこの書簡は、1797 年段階にあって共和国軍の軍事力投入という暴力行使にたよってでも革命の成果を守ろうとする姿勢が明らかである。

一見すると、彼はテルミドール後を政治的に巧みに渡り切った人物としてのイメージが強いように思われがちだが、確認できたこれらの史料からは彼が弑逆者として、また、急進共和主義の立場にあったことが透けて見えてくる。そのことは、「第 1 書簡」の冒頭部分が示しているところでもある。そこで彼は、「同志ザンジャコーミ殿、昨夕、私は次のようなことを知らされ

ました。J. B. ラコストが、私をフィアン派および保守派として、または反マラー派および反山岳派として破滅させることがもはやできず、おまけに、彼の最初の告発行為が維持できないとわかると、サルギュミヌのブーテ Boutai という人物と打ち合わせをしたというのです」と書いている。この的外れの告発に呆れていることからしても、また、ジャコバンクラブが 1794 年 11 月 12 日に閉鎖されているので、あえて自ら政治的信念を表明する必要がなくなっていた状況の下でも、彼の基本姿勢に振れがないことが滲み出ている。

(2) S. レイノーの場合

S. レイノーが、B. フォールの後、1793 年 8 月 23 日から 1794 年 4 月 19 日まで、オートロワール県の派遣議員として山岳派路線を邁進したことは前述のとおりである。

パリに呼び戻されてからの彼の足跡は、まず 1794 年 4 月 29 日のル・ピュイの監視委員会宛ての書簡に見出すことができる。その中で彼は、ル・ピュイでは「役立たずの人々しかギロチンにかけられなかった。間違いなく反革命者がギロチンにかけられる時代が現れたのであり、恐怖政治は日々の秩序維持のために存在しなければならない」と主張し⁽³⁹⁾、テルルールを正当化している。当県が社会革命の段階に入っている時だけに彼の姿勢に変化はみられなかった。

テルミドール後はどうだったのだろうか。パリでの彼の足取りの詳細は不明だが、カリエ Carrier のナントにおける振る舞いを調査する任務を負った国民公会の「21 人委員会」メンバーの一人となっていた⁽⁴⁰⁾。この委員会が出した結論はよく知られているとおりである。それと同時に、彼も 1794 年 10 月 1 日付でラントナとルモワヌによって告発されている⁽⁴¹⁾。また、B. フォールと同様に J.-N. ピエレからの告発にも遭遇していた。これに対抗して、ピエレのそれを陰謀と捉えなおした彼は、ル・ピュイの 3 人の同志からの手紙を根拠に、ピエレは、オートロワール県の王党派や宣誓拒否司祭達に有利なるようにしか権力を行使しなかったとして、彼を王党派と断定して以下のような覚悟の表明を 1795 年 10 月 4 日にしている。

« (前略) この事実は、ピエレによってむごたらしく企てられた中傷にもかかわらず、常に勇気と従順さの手本であったこの町の誠実で真摯なすべての共和主義者によって証明された。この重大な事実が、ほとんど彼の性根同様に醜悪な彼の表情に、怒りっぽい気質を浮かび上がらせていることを私は知っている。今や、共和政の成果からかなり遠ざかった彼のうぬぼれさえも含め、真正面から彼を攻撃するという義務を果たした私の祖国愛は、彼の専制君主的権力によっても衰えさせることはできない。(中略) その上で、ルイ 16 世の処刑への投票者のためを思って言うべきことは、すでにいくつかの選挙人集会が、暴君の死刑に投票したとして自らの誓いに忠実な議員をはねつけなかったのだから、

国民公会を分断する差別をよみがえらせようと望んでいるのではとの疑いを私にかける必要はないということである。(中略) 国王の死を宣言する勇気を持った者たちの名は、共和政が存続する限り国王に死を命じた人々として、共和主義者たちによっていつかは祝福されるに違いない。というのも、この方策でなければ、奴隷状態は継続されていたかもしれないからである。それでも、もし脅迫されている共和主義者たちが、王党派たちの短刀で命を失う場合には、彼らの墓石の上には、暴君の死に一票を投じたためバリの王党派によって殺害された不滅のルペルティエ=サン=ファルジュ **Lepelletier-St.-Fargeau** の最後の言葉が書かれるであろう。「祖国のために私の血を注ぐことに私は満足している。その結果、それが自由と平等を強化し、共和主義者の敵どもに知らしめることに役立つことを願っている」⁽⁴²⁾ (C. D. M. B., Tome 1574-4 [bis])。

このように、ルイ 16 世に死を宣言する勇気を持った者の一人として、彼は、共和政護持のために死を覚悟しながら、王党派のピエレと真正面から対決することを言明しつつ、権力と暴力をもって 1793～1794 年の体制をひっくり返そうとする動きに対して敢然と立ち向かうことを鮮明にしていることがわかる。つまり、山岳派のメンバーの一人として社会革命路線を堅持しようとする姿勢に振れはなく、テルミドール後も 1793～1794 年体制の維持のために反革命との戦いを継続しているとの認識のあったことを示している。

ただし、彼もまた B. フォールと同様に「死の恐怖の廃止」を主張し、すでに 1795 年 7 月から 8 月にかけて意見書を出していて、タイユフェー **Taillefer** の「死の恐怖の廃止」に関する提言を同年 8 月から 9 月にかけての議論の中で支持していた⁽⁴³⁾。しかし、これもいくつかの告発に対する政治的対応の一つであり、彼が自ら政治的信念を変更しようとしたものではなかったのである。

彼のこのような姿勢がもっとはっきりしたのが、それが 1795 年 11 月 26 日におけるオート・ロワール県議会の執行部委員への任命であろうと思う。なぜ、彼が選ばれたのか。それはこの時期の派遣議員であったフランソワ=マルタン=プーティエ **Francois-Martin Poultier** (1751～1827) の政治力もさることながら、王党派や宣誓拒否司祭らによる反革命の暴力が激しくなっている状況に対抗する思いが、オート・ロワール県の人々の意識に根強く定着していたからであると考えられる。この決定は当県のジロンド派のネットワークの中核にいて、一時、彼を告発したこともあるラントナにも支持されたのである。B. フォールがこれに同調したことは言うまでもないことであった。つまり、「この状況下にあつて、もし総裁政府がオート・ロワール県の王党派に勝利をもたらすようであれば、そのとき、当県は消滅し、愛国者はそこで命を失うことになる」⁽⁴⁴⁾ という危機意識があったことになる。だが、先行研究では、この動きを「総

裁政府下にあっても、オート・ロワール県は、なお S. レイノーの専制的な束縛を受けなければならなかった⁽⁴⁵⁾とも捉えられる場合もあった。この認識も含め、それほど、彼の派遣議員時代における政治的活動の記憶が、当県の人々によって深く共有されていたことを物語っている。その意味でも、この支持は彼によるテルールが、当県の世論形成に大きな影響を与えていた結果と見ることができる。

Ⅲ、テルミドール事件後の当県に見られる「告発」の背景

以上のように、「ベル文」史料の活用によって裏付けられた、テルミドール事件後における B. フォールと S. レイノーへの「告発」には厳しいものがあり、総裁政府期にあっても彼らの政治的姿勢や立場に大きな影響を与え続けた。最大の問題点は、ここまでの分析にも表れていたようにテルール期においてどのような政策を進め、ギロチンによる処刑に如何に係わったかであったが、それと同様に、大きな対立点として存在したのがルイ 16 世の処刑に賛成したか否かの問題であった。現に、王政復古期になると、1816年に制定された法律「革命中の 1793 年に国王ルイ 16 世の処刑に賛成した国民公会議員（国王弑逆者）の国外追放の刑」⁽⁴⁶⁾が成立し、「賛成した」元議員で存命中の者は「弑逆者」として国外追放にされた。しかし、前述のように、その時には二人とも他界していた。B. フォールは、1805 年 4 月 15 日、当県、モーリエヌヌ郡サン・ジャン村で亡くなっていた。他方、S. レイノーは、「国外追放の刑」発効の 1 年前の 1815 年 9 月 10 日に、トーラック村でなくなり、辛うじて「乾いたギロチン」⁽⁴⁷⁾による報復から免れることができた。

テルミドール事件後のオート・ロワール県では、こうした対立点を陰に陽に抱えながら「告発」をめぐる動きを規定していたが、この二人の周辺で、彼らの関係者がどのように蠢いていたかの断片を匂わせてくれる書簡史料が「ベル文」内に発見できたので、最後に、その 2 通の翻刻と翻訳を行ない、「告発」の背後に見られる関係者の動きの一端を確認しながら、そこに込められた一定の政治性を捉えて、「ベル文」史料の全体史的研究の可能性を高めていくことにしよう。

(1) 公安委員会へのレイノー告発に関する同志アリュエー宛の書簡⁽⁴⁸⁾

1、Tome 5802-55-(37)

Lettre du 27 Ventôse an 3 de la Rép. au citoyen Alluyer, au sujet d'une dénonciation au Comité du salut public de Reynaud [1795] (3/15)

Tome 5802-55-37

Paris le 27 Ventôse an 3. De la République
française une et indivisible

J'écris à l'instant, mon cher Alluyer, une
lettre à des amis qui m'apprent que la jeune
Veuve Couquet ma belle-sœur de retour du
puy a rapporté la nouvelle que j'étais écrit
à mon collègue Reynaud pour lui mander qu'il
avait été dénoncé par vous au Comité de salut
public, et qu'elle disait avoir vu la lettre;
Le fait est faux puisque j'en ai pu dire ce qui
est pas, il est faux parce que je n'ai rien dit
à Reynaud qui put lui faire présumer une
dénonciation de départ de quoi que ce soit, je n'ai
écrit à mon collègue que le compte de dévotion
que la lettre dont vous connaissez le contenu
ainy fait pour votre justification fait pour
de m'en dire si vous auriez à donner ma
lettre toute la publicité que vous jugerez
convenable et même pour vous servir de
lettre auprès de Reynaud pour qu'il montrant

Les Citoyens alluys
Office Municipal de la Commune
de Brionde s.

A Brionde

Dep. de la Haute-Loire

Paris le 27 Ventôse an 3 de la République française, une et indivisible

Je reçois à l'instant, mon cher Alluyer, une lettre de Brioude qui m'apprend que la citoyenne veuve Couquet ma belle soeur de retour du Puy a rapporté la nouvelle que j'avais écrit à mon collègue Reynaud pour lui mander qu'il avait été dénoncé par vous au comité du Salut public, et qu'elle disait avoir vu la lettre; Le fait est faux parce que je n'ai pu dire ce qui n'est pas, il est faux parce que je n'ai rien dit à Reynaud qui put lui faire présumer une dénonciation de la part de qui que ce soit, je n'ai écrit à mon collègue sur le compte de Lacoste que la lettre dont vous connaissez la contestation assez fort pour votre justification fort pour la mienne.

Je vous autorise à donner à ma lettre tout la publicité que vous jugerez convenable et même pour vous servir de titre auprès de Reynaud pour qu'en montrant.

Au citoyen Alluyer

Officier municipal de la commune de Brioude
à Brioude, département de la Haute-Loire

< 試訳 >

一つにして不可分のフランス共和国の共和暦 3 年ヴェンドーズ 27 日パリにて

私はたった今、ル・ピュイから帰途した私の義理の姉で、同志でもある未亡人クーケがある情報を君に伝えたということを、私に知らせる手紙をブリウドから受け取ったところです。内容は、君によって、私の同僚のレイノーが公安委員会に告発されたということを、私が彼に知らせるために手紙を書いたというもので、しかも、義姉がその手紙を見たというものです。しかしながら、そのことは間違いです。というのも、無いことを伝えることは出来ないからです。また、レイノーには、それが何であれ、誰かからの告発を推測させ得るようなことを何も言っていないので間違いです。私はレイノーには、ラコストに関して、君も知っている君の弁明と私のそれについてはかなり強い抗議の手紙しか書きませんでした。

君がきちんと判断し、同様に、レイノーに対して君がレイノーを告発していないことの

証拠として、この私の手紙を見せるために、私の手紙を完全公開する機会を、私は君に許可します。

同志 アリュエーへ

オート・ロワール県ブリウド郡、ブリウド市助役

この手紙の差出人名は記載されていないが、この後で検討することになる前年の8月24日付の2通目の手紙の筆跡が全く同一なので、J.-E. デルシェのものであると判断した。その、当時パリ在中の彼が、オート・ロワール県のブリウド在住で、ブリウド市助役であった親友で同志のアリュエーから手紙を受け取ったことに対する返信がこれである。

内容は、彼の同志でもあるS. レイノーを公安委員会に「告訴」したのが、そのアリュエーによってであるとの情報を、J.-E. デルシェがS. レイノーに手紙で知らせていたという間違いについて釈明するものとなっている。しかも、その手紙を彼の義姉が見たという証言まで付いていたので、その弁明は徹底している。彼は4日前の3月10日にピレネー方面軍の派遣議員を辞めたばかりで、3月15日の日付は、実は、彼が、アリエール県、カンタール県、ピュイ・ド・ドーム県の3県の保安委員会の代表に任命された日であった⁽⁴⁹⁾。従って、忙しい日程の中での対応に手をこまねている様子も伝わってくる。

さて、事実としてS. レイノーを告訴したのは、前章で明らかなようにF.-X. ラントナ、J.-C. ルモワヌ、J.-N. ピエレによってである。しかし、この手紙文から伝わってくる事実関係からは、テルミドール事件後の政治的動揺の激しさが伝わってくるようでもある。当時の情報伝達のスピードの遅さを前提とすれば、正式で正確な情報が届くまでの間には、誤った内容のうわさがまことしやかに流されるというのも、ことが、死に直結しかねない「告発」をめぐるものであったために、あり得ることだったように思える。文面からも、J. B. ラコストの動きに対して、デルシェもアリュエーも何らかの弁明をするという非常に激しい抗議のあったことも読み取れる。ラコストと言えば、B. フォールに対しても告発を試みるなどテルミドール後の政治的動揺の荒波を泳ぎ切ろうとする権謀術数に長けた人物であり⁽⁵⁰⁾、自らもテルール期に派遣議員として当県に派遣されていたこともあり、周辺の関係者への責任転嫁の挙動に出ていたことから、デルシェとアリュエーの抗議も当然と言える。現に、デルシェの場合は「弑逆者」の一人であったので、S. レイノーやB. フォールと同様に急進派に色分けされる立場にあったから、このような告発の動きには極めて敏感だったことが読み取れる。

このように、オート・ロワール県ではテルール期とともに活躍したレイノー、デルシェ、アリュエーの同志としての固い絆で結ばれていた関係を切り崩そうとする陰謀のあったことを裏付け

ている。誰が仕掛けた異なのかについての言及は無いものの、二人の間にはある人物が浮かび上がっていることも見えてくる。テルミドール事件後から総裁政府成立までの政治展開においては、いわゆるテルミドール派として一括りされる傾向にある、生き残った国民公会議員の発言や行動が、1795年10月26日の「死の恐怖の廃止」が成立するまでは極めて慎重にやりとりされていたことは容易に想像できる。その点からしても、この書簡が示しているようなオート・ロワール県下での関係者の動向は、告発をめぐっての駆け引きが、山岳派的な社会的平等か、それとも穏健共和派的な自由社会なのかという対立構図を越えた政治的状況を規定していたと言える。

(2) 共和曆 2 (1794) 年 8 月 24 日付書簡 ⁽⁵¹⁾

2、Tome 5802-55-(33)


Lettre du 24 août de l'an 2 de la Republique [Reynaud] [1794 (8/24)]

Tome 5802 (55) - 33

Paris le 24 août de l'an 2 de la Republique

J'vous fais passer, Monsieur Conitoyez, les lettres que
j'ai reçues en réponse négative à ma demande d'une
place de Commis des Guerres pour vous, mon fils
a vuies Souven à l'É sans Succes, la loi du 16. avril
vous donne l'exclusion, j'vous en envois l'article que
m'a fait passer le Chef du Bureau de cette partie.

Dans toute autre Circonstance ou de loi me
s'appuyant pas votre avancement employez moi et
Compte sur l'activité de mon inclination qui
égale l'estime avec laquelle je suis votre Digne
Conitoyez *Reynaud*



Le Com. allége et Bivocal

Paris, 24 août de l'an 2 de la République

Je vous fais passer, mon cher concitoyen, les lettres que j'ai reçues en réponse négative à ma demande d'une place de commissaire des guerres pour vous, mon zèle à vous servir a été sans succès. La loi du 16 avril, vous donne l'exécution, je vous en envoie l'article que m'a fait passer le chef du bureau de cette partie.

Dans toute autre circonstance, où la loi ne s'opposera pas à votre avancement. Employez moi et comptez sur l'activité de mon inclination qui égale l'estime avec la quelle je suis votre dévoué

Concitoyen Delcher.

Le citoyen Alluyer
à Brioude

<試訳>

共和暦 2 年 8 月 24 日、パリにて

君のために、軍事委員会の席をという私の要求についての否定的返答を受け取った書簡を、私の親愛なる同志である君に届けます。私の君を助ける献身は成功しませんでした。

「4 月 16 日の法」は、君にその裁判執行を伝えましたが、当事者の執行部長が私に回してくれたその執行に関する法の条項を君に送ります。

他のあらゆる情勢において、君の昇進を法律は妨げません。同様に、敬意に匹敵する私の好意の働きを当てにして、私を頼ってください。

敬具

同郷人のデルシェより

ブリウドのアリュエーへ

この書簡は、1794年7月27日のテルミドール事件からまだひと月も経たない状況下でデルシエからアリユエーに差し出されたものである。そのころ、デルシエは同年8月16日にピレネー方面軍の派遣議員としての任務に就いたばかりで⁽⁵²⁾、それから一週間後に書かれたものである。デルシエの政治的立場については前書簡の分析のところで明らかなように S. レイノー路線に近いところにあり、また、国民公会内の軍事部門での有力者でもあった。

内容は文面から分かるように、彼が、親友で同志のアリユエーのために軍事委員会の役職を得るために努力したがうまくいかなかったことから書き出されている。今回は成功しなかったが、テルミドール事件後の諸情勢の中でアリユエーの活躍の場は必ず到来するので、とにかく、私を頼りにするようにと力説している。また、アリユエーが「4月16日の法」に関係する立場にあったことを教えてくれる。この法とは、1794年4月16日に出された「陰謀容疑者の裁判に関する法令」のことであり、「陰謀容疑者」の裁判執行の任務がアリユエーにも任せられたと読み取れる。この時の容疑者が誰なのか、あるいは複数なのかははっきりしないが、時期としては、テルミドール事件後から後の動きの中でのこととなるので、「陰謀容疑者」と認定された者たちとは、ロベスピエール派の関係者である公算が高いと言えるだろう。その裁判執行に関する法規定の書類が執行部長より回って来たので、それを彼がアリユエーに渡している図式も興味深い。それほど、デルシエの国民公会内での力が大きかったことを伝えてもいる。

以上のように、この書簡はデルシエとアリユエーの関係が極めて密で、彼が、同志で同郷人のアリユエーを引き立てるためにさまざまな手回しをしている様子が生々しく書かれている。しかし、これも「同志で同郷人」だからにとどまらない動機が働いているように読み取れる。というのも、ロベスピエール派の逮捕・処刑が一段落した後も、ロベスピエール同様にテルルールに責任があった、あるいは、ロベスピエールと闘うのが非常に遅れた、またはダントンとジロンド派の共同被疑者に有罪判決を出させ処刑させたとして告発される気運が高まっていた。例えば、1794年8月29日に元公安委員会メンバーのバレール、コロ＝デルボワ、ピヨ＝ヴァレヌと、元保安委員会の委員であったヴァディエの4名をはじめ何人かの山岳派の派遣議員が、テルミドール事件の時に反ロベスピエールのために貢献していたにもかかわらず、ロベスピエールの後継者として告発されている⁽⁵³⁾。その後、バレールら4名はギアナへの国外追放の刑を宣告されている。また、国外追放されていたジロンド派の帰国も噂されていた。

このような政治情勢の下では、デルシエの立場も必ずしも安泰であったとは断言できなかったはずで、ましてや、「陰謀容疑者」の裁判執行の任務をアリユエーもその一人として担うようになったからには、同志で同郷人の存在は心強い存在であったと推察される。

以上、2通の書簡を分析してみたが、想定していたように、テルミドール事件後から総裁政

府成立までの混乱した政治情勢下にあつて、2通の書簡の当事者であつたデルシェが、結果的には告発されなかつたものの山岳派に属していたために、その「白色テロ」的報復の危険性を意識して行動していたことが浮き彫りになつた。

オート・ロワール県においては、II章で見たように、実際に告発されたがそれに対する反論を展開し「陰謀容疑者」とは認定されなかつた B. フォールと S. レイノーがいたが、彼らの周辺の関係者も同様の圧力を感じながら生きていたことを、当該史料が明らかにしている。このデルシェに関しては「ベル文」史料によって偶然知ることとなつたが、このような境遇にあつた人々が、当県内には他にもいたことを示唆している。ブリウド郡ブリウド市の助役であつたアリユエーがそうであり、たまたま史料上に顔を出した一人である。このように、県庁のル・ピュイばかりでなく、また、ブリウド郡だけでなくその他の各郡には、山岳派が推進しようとした政策に自覚的に同調する人々がいたからこそ、フォールやレイノーの総裁政府期における政治的影響力も共和主義の理念の中に溶け込み意味を持ったのである。

おわりに

以上のように、「ベル文」史料の全体史的研究によって、これまで注目されることの少なかつたオート・ロワール県におけるフランス革命のテルール期およびテルミドール事件後の動きの中で頭角をあらわしていたサブ・リーダー的存在の国民公会期の二人の議員の足跡を再確認し、彼らに対する告発の政治的背景を洗い出すことができた。これを可能にしたのは、「ベル文」史料には多様な価値が含まれているとのこれまでの分析が明らかにしているように⁽⁵⁴⁾、本稿が取り上げたテーマのような分析に最適な史料群が収集されていたからであり、それらの史料に紛れ込んでいた幾つかの痕跡を活用した結果である。

最後に、それらの分析結果を整理することにしてしよう。本稿は、1793～1794年の地方におけるテルールの動きとテルミドール事件後における告発のあり様を、オート・ロワール県に限定し検討したものであつた。国民公会期の当県選出議員で派遣議員であつたフォールやレイノーのテルール政策についての彼らの認識と、彼ら山岳派に対する告発の実態を探りだせるいくつかの史料を分析した結果からは、以下のようなことが見えてきた。

第一には、派遣議員が中心になつたテルール政策は、県内各地の民衆協会 *Sociétés populaires* の関係者の組織力とそこで繰り広げられたプロパガンダによって県内各地に徐々に浸透し、社会革命をめざそうとする世論を形成して、その中で成長した各レベルの立場にある人々がテルミドール事件後においても県内各地の政治的動向を支えたという点である。

第二には、当県社会革命の展開に期待する思いはテルミドール事件によって終わるのでは

なく、その後も多くの県民の念願として存続していて、とりわけ、当県における社会革命推進の旗手としての立場にあったと記憶されたレイノーはその後の県政の在り様に大きな影響を与えていたが、デルシェのような多くの元山岳派関係者の政治的手腕によるところが大きかったことも見逃せない。

第三には、王党派や宣誓拒否司祭らの反革命の運動は、白色テロとしての暴力によるテルールを進めようとしたが、テルミドール事件後のオート・ロワール県では県内での地域差はあるものの反ジャコバン（山岳派）の世論としてまとめ切れなかったという点である。総裁政府期でもパリとは違った政治的展開が当県で生じていたのが注目される。

第四には、フォールとレイノーとではテルミドール後の歩みに違いはあったものの、彼らは弑逆者としての立場に共通する徹底した共和主義の防衛意識が存在していて、フランス共和国内外の危機との戦いというモードの中で総裁政府期を生き抜いた点である。

以上の整理に基づけば、オート・ロワール県では、1793～1794年の地方のテルールは社会革命の進展を願う人々に影響を与え、テルミドール後もその彼らの存在と努力によって当県の政治体制が支え続けられたとすることができるように思う。ただし、本稿ではそのように断言するわけにはいかない。例えば、先にも引用した、1794年3月23日のル・ピュイの民衆協会でのブリュネルの演説のような史料を手掛かりに、県内各郡内に点在する33か所の民衆協会を中心に活動していた人々の発言や行動を追跡しなければならない。しかし、これも、故 M. ペルンシュタインがこれらの関連史料の重要性を見越してすでに系統的に収集しているので時間の問題でしかないのかもしれない。

注

- (1) Albert Soboul, *Histoire de la Révolution française, de la Montagne à Brumaire*, Paris, 1962; Mona Ozouf, *La Fête révolutionnaire 1789-1799*, Paris, 1976; A. Soboul, *Saint-culottes*, Paris, 1979; Id(dir.), *Dictionnaire historique de la Révolution française*, Paris, 1989; Claude Mazauric, « Factures et nouvel ordre en Normandie: esquisse d'un bilan (1793-an II) », *Bulletin de la Société Historique et Archéologique de l'Orne*, t. CXV, n° 2-3, 1996, pp. 117-129; Michel Biard, *Les Missionnaires de la République. Les représentants du peuple en mission*, Paris, 2002; Id. (dir.), *La Révolution française. Une histoire toujours vivante*, Paris, 2010.
- (2) Yoshiaki Omi, « La Terreur dans les départements en 1793-1794: Lettre, opinions et mémoires de Conventionnels de la Haute-Loire », M. Biard, Philippe Bourdin, Hervé Leuwers et Y. Omi dir., *L'écriture d'une expérience: Révolution, histoire et mémoires de conventionnels*, Paris, 2016; 近江吉明「校訂・国民公会派権議員バルタザール＝フォールのザンジャコーミ宛書簡」(『専修人文論集』第95号、2014年；同「校訂・国民公会議員ソロン＝レイノー関連史料」(『専修史学』第60号、2016年。

- (3) Jacques Barlet, Jean-Claude Besqueut, Georges Chanon, Michel Roux, Patrice Teyssier, *La Haute-Loire et la Révolution française*, Polignac, 1988 ; Julien Guérin, *Solon Reynaud (1749-1815)*, Polignac, 2007.
- (4) *Aspects de l'époque révolutionnaire dans les Collections publiques du Puy-en-Velay*, éd., Musée Crozatier, Bibliothèque et Archives Municipales de la Ville du Puy-en-Velay, Le Puy-en-Velay, 1989, p. 62.
- (5) Héléne Jarre, *La Contre-Révolutionnaire en Haute-Loire (1789-1799)*, Polignac, 2008, pp. 75-154.
- (6) J. Barlet et alli, *op. cit.*, p. 9.
- (7) *Loc. cit.* ; H. Jarre, *op. cit.*, p. 139.
- (8) J. Barlet et alli, *op. cit.*, p. 182.
- (9) *Ibid.*, p. 9.
- (10) *Ibid.*, pp. 91-92.
- (11) *Ibid.*, p. 124.
- (12) *Ibid.*, p. 9.
- (13) *Ibid.*, p. 186 ; J. Guérin, *op. cit.*, pp. 64-68.
- (14) *Aspects de l'époque révolutionnaire.*, p. 73.
- (15) J. Barlet et alli, *op. cit.*, p. 136.
- (16) J. Guérin, *op. cit.*, p. 69.
- (17) J. Barlet et alli, *op. cit.*, p. 143.
- (18) *Ibid.*, p. 144.
- (19) *Loc. cit.*
- (20) *La société populaire des amis de la liberté et de l'égalité, séante à Brioude, aux habitans des campagnes, sur les loix relatives à la taxe des grains et des autres objets de première nécessité*, Centre d'Etude des Documents de la Révolution française, Université Senshu, Tokyo (désormais : C. D. M. B. Tokyo), Tome 91-8.
- (21) J. Guérin, *op. cit.*, pp. 71-80 ; *Aspects de l'époque révolutionnaire.*, p. 75.
- (22) *Extrait des délibérations de la société populaire du Puy, chef-lieu du département de la Haute-Loire, séance du trois germinal, au second de la République française, une, indivisible et démocratique* : C. D. M. B., Tome 91-6.
- (23) J. Guérin, *op. cit.*, pp. 74-75 ; *Aspects de l'époque révolutionnaire.*, p. 73.
- (24) J. Guérin, *op. cit.*, pp. 89-92 ; J. Barlet et alli, *op. cit.*, p. 187.
- (25) J. Barlet et alli, *op. cit.*, p. 165.
- (26) J. Guérin, *op. cit.*, p. 93.
- (27) J. Barlet et alli, *op. cit.*, p. 11.
- (28) *Ibid.*, p. 183.
- (29) *Ibid.*, p. 182.
- (30) *Loc. cit.*
- (31) *Ibid.*, p. 183.
- (32) *Loc. cit.*
- (33) *Loc. cit.*
- (34) *Trois lettres du conventionnel Barthazar Faure de la Haute-Loire au citoyen Zangiacomi, 11 prairial et 24, 26 thermidor an III* : C. D. M. B., Fol. 77-(24).
- (35) *Lettre du conventionnel B. Faure, 11 prairial [1795]*, C. D. M. B., Fol. 77-(24).
- (36) J. Barlet et alli, *op. cit.*, p. 189.
- (37) *Ibid.*, p. 184.
- (38) *Observations servant de réponse préliminaire à la diatribe de Pierret, qualifiée de rapport sur sa mission dans le département de la Haute-Loire*, C. D. M. B., Tome 1574-4 (bis), [1795],

- p. 3 ; J. Guérin, *op. cit.*, p. 100.
- (39) J. Barlet et alli, *op. cit.*, p. 187.
 - (40) *Loc. cit.*
 - (41) *Loc. cit.*
 - (42) *Observations.*, : C. D. M. B., Tome 1574-4 (bis), p. 9.
 - (43) *Articles constitutionnels. Opinion sur l'abolition de la peine de mort ; par Reynaud (de la Haute-Loire), Représentant du peuple*, Paris, Imprimerie, nationale, thermidor an III ; Archives départementals de la Haute-Loire, 149J.
 - (44) J. Guérin, *op. cit.*, p. 101.
 - (45) *Loc. cit.*
 - (46) 遅塚忠躬「ボワシ=ダングラスーフランス革命期のプロテスタントの生き方ー」(『東北学院大学キリスト教文化研究所紀要』第 19 号、2001 年)。
 - (47) Michel Biard, *La liberté ou la mort ; Mourir en député (1792-1795)*, Paris, 2015, p. 152.
 - (48) *Lettre du 27 Ventôse an 3 de la Rép. Au citoyen Alluyer, au sujet d'une dénonciation au Comité du salut public de Reynaud [1795]*, C. D. M. B., Tome 5802-55-(37).
 - (49) J. Barlet et alli, *op. cit.*, p. 188.
 - (50) *Lettre du 24 août de l'an 2 de la Republique [Reynaud][1794]*, Archi. dépar. de la Haute-Loire, 149 J.
 - (51) J. Barlet et alli, *op. cit.*, p. 188.
 - (52) *Loc. cit.*
 - (53) M. Biard, *op. cit.*, p. 204.
 - (54) 近江「ミシェル=ベルンシュタイン文庫が捉えようとしたフランス革命像を探し求めてー「ベルンシュタイン文庫」史料の比較調査結果と今後の活用の方向性を展望するー」(『専修大学社会科学研究所年報』第 55 号、2021 年 3 月)。本論文も、「ベルンシュタイン文庫の総合的研究」の総合的研究成果の一部である。

(本稿は、平成 30 年度専修大学研究助成<第二種>「『ベルンシュタイン文庫』を活用した
仏革命の全体史的研究」の研究成果の一部である)